

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年9月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 甲賀市役所前複合施設 甲賀市水口町水口字狐塚 6035 番 7 ほか
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 廃棄物対策計画の一般廃棄物（紙類、厨芥、廃プラ）については、可能な限り分別し資源化を図り、焼却処理量を低減すること。また、生ごみの保管期間は、気候状況に応じて配慮すること。
 - (2) 施工に係る作業内容を確認し、必要に応じて環境関連法令に基づく届出等を行うこと。
 - (3) 騒音、振動、悪臭、粉じん、濁水等の発生防止策を講じること。また、前記事象が発生した場合は早急に対策を講じるとともに、周辺住民への説明等、必要な対応を行うこと。
 - (4) 造成される全体敷地から接続する既設道路へ合流する際に、敷地内で一旦停止を促す白線や注意喚起の看板等、交通事故防止に係る対応を検討すること。
 - (5) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条と整合した内容とすること。
 - (6) 図書等を扱う場合は、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の規定に基づき、有害図書等の販売など自主的な規制措置を講じること。
 - (7) 市道からの車両進入路の位置や幅員等について、甲賀市建設管理課と協議すること。
 - (8) 市道区域内の道路に関する工事については、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定に基づく承認を得て施工すること。
 - (9) 当該事業に起因して市道を損傷した場合には、道路法第24条の規定に基づく承認を得て、事業者にて修繕すること。
 - (10) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応すること。
 - (11) 雇用については、地元での積極的な採用の配慮をお願いしたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 令和2年9月4日から令和2年10月4日まで